

元請企業による下請指導

元請企業による下請指導（①現行制度）

1. 概要

- 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該工事の下請負人が下請負に係る建設工事の施工に関し、建設業法の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努める（建設業法第24条の6第1項）。
 - 特定建設業者は、下請負人である建設業を営む者が上記事項に違反していると認めるときは、違反事実を指摘して是正を求めるよう努める（第2項）。
 - 下請負人が違反事実を是正しないときは、特定建設業者は国土交通大臣又は都道府県知事に通報しなければならない（第3項）。
- ※特定建設業者：発注者から直接請け負った1件の工事代金について、3,000万円（建築工事業の場合は4,500万円）以上となる下請契約を締結する建設業者。

2. 趣旨と留意点

（1）下請指導の趣旨

従来、下請負人が建設工事の施工に関し必要とされる法令の規定を遵守しないために、事故災害や賃金不払い等の問題が生じることが少なくなかったことから、特定建設業者に対して、下請負人を指導すべき義務を課することとしたもの。

特定建設業者が当該建設工事の施工に関して統一的かつ総合的な指導監督を行うものであり、その下に各下請負人が共同して工事を施工するという実態から設けられた規定。

（2）下請指導の留意点

- ・指導の対象となる下請負人は、特定建設業者と直接の契約関係にある者に限らず、当該建設工事に従事するすべての下請負人。
- ・本条に基づく指導を的確に行っていない場合は建設業法第28条による監督処分の対象となる。
- ・一般建設業者においても、当該工事の下請負人に対し本条の趣旨に準じ指導を行うことが望ましい。

3. 指導すべき法令の規定

○建設業法の規定

- ・建設業の許可（第3条）
 - ・書面による請負契約の締結（第19条）
 - ・一括下請負の禁止（第22条）
 - ・下請代金の支払い（第24条の3、第24条の5）
 - ・検査及び確認（第24条の4）
 - ・主任技術者の設置（第26条、第26条の2）
- など、建設業法のすべての規定

○建設工事の施工に関する法令の規定

- ・特定行政庁又は建築監視員による違反建築物に関する工事の請負人等に対する工事の施工の停止命令等（建築基準法第9条第1項、第10項）
- ・工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物の倒壊等による工事現場における危害の防止（同法第90条）
- ・宅地造成に伴う災害防止のための措置等（宅地造成等規制法第9条）
- ・宅地造成工事の請負人等に対する防災措置の実施命令等（同法第14条第2項、第3項、第4項）

○建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定

- ・暴行等による強制労働の禁止（労働基準法第5条）
- ・中間搾取の排除（同法第6条）
- ・賃金の支払い方法及び支払い額等に関する規制（同法第24条）
- ・労働者として使用し得る者の最低年齢の制限（同法第56条）
- ・満18歳未満の者の労働の禁止（同法第63条）、女子の坑内労働の禁止（同法第64条の2）
- ・労働者の安全及び衛生のための行政庁による工事の着手の差し止めその他の必要な措置命令（同法第96条の2第2項、第96条の3第1項）
- ・無許可の労働者供給事業の禁止（職業安定法第44条）
- ・暴行・虚偽の手段等により職業紹介、労働者の募集又は労働者の供給を行った者に対する罰則（同法第63条第1号、第65条第8号）
- ・労働者の危険又は健康被害を防止するための措置を講じなかった事業者等に対する労働基準局長等による作業の停止等の命令（労働安全衛生法第98条第1項）
- ・建設業務についての労働者派遣事業の禁止（労働者派遣法第4条）

元請企業による下請指導 (②改正に向けた方向性)

概要

1 特定建設業者の下請指導項目に社会保険に関する規定を追加する(建設業法施行令第7条の3を改正)。

<追加する規定>

- ・健康保険法第48条※(被保険者の資格の取得・喪失等に関する届出義務)、161条第2項(保険料納付義務)、第169条第2項・第7項(日雇特例被保険者の保険料納付義務)
- ・厚生年金保険法第27条(被保険者等の届出義務)、第82条第2項(保険料納付義務)
- ・雇用保険法第7条(被保険者に関する届出義務)、第68条第1項(保険料の徴収)

※第168条第2項において準用する場合を含む。

2 施工体制台帳の記載事項に下請負人の社会保険に関する事項を追加する(建設業法施行規則第14条の2を改正)。

3 再下請通知書の記載事項に下請負人の社会保険に関する事項を追加する(建設業法施行規則第14条の4を改正)

4 作業員名簿に被保険者番号記入欄を追加する(事業者団体等に様式の改正を依頼)。

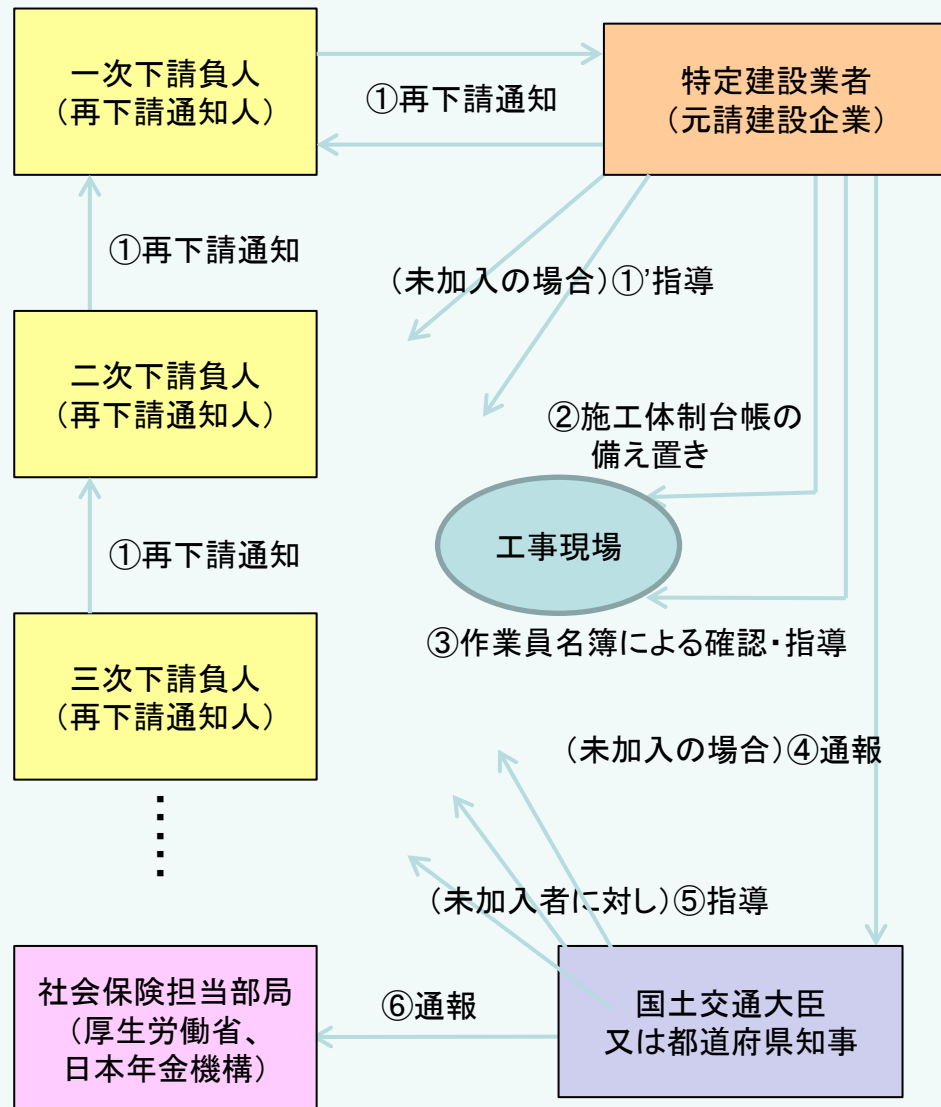
5 特定建設業者は上記書面により下請負人の保険加入状況等を確認する。

6 未加入業者に対しては、保険加入を指導する。

7 下請負人が違反事実を是正しないときは、特定建設業者は国土交通大臣又は都道府県知事に通報する。

8 通報を受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、事実関係を確認した上で、指導及び社会保険担当部局に対する通報を行う。

スキーム



元請企業による下請指導 (②改正に向けた方向性)

施工体制台帳

平成23年8月11日

イメージ

[会社名] 国土交通建設株式会社

[事業所名] 〇〇ビル作業所

《 下請負人に関する事項 》

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、建、電、管、 工事業	大臣 特定 知事 一般 第〇〇〇号	平成元年〇月〇日
	電気通信 工事業	大臣 特定 知事 一般 第〇〇〇号	平成元年〇月〇日

会社名	〇〇土木株式会社	代表者名	〇〇 真一
住所	〒111-1123 〇〇県〇〇市字〇〇2-3-6		
工事名称及び 工事内容	〇〇〇ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工期	自 平成23年8月10日 至 平成23年12月20日	契約日	平成23年8月10日

社会保険等	保険の種類	事業所番号
	雇用保険	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇
	健康保険	〇〇〇〇
	年金保険	〇〇〇〇〇〇〇

建設業の許可	施工に必要な業種		許可番号	許可(更新)年月日
	とび 土工 鉄筋、大工	工事業	大臣 特定 知事 一般 第〇〇〇号	平成2年〇月〇日
		工事業	大臣 特定 知事 一般 第〇〇〇号	平成2年〇月〇日

工事名称及び 工事内容	〇〇〇ビル新築工事/建築一式 (地上5階、地下1階 延床面積 5,400㎡)		
発注者及び 住所	〇〇興業株式会社 〒111-1123 〇〇県〇〇市字〇〇1-1-1		
工期	自 平成23年8月1日 至 平成24年3月31日	契約日	平成23年7月31日

社会保険等	保険の種類	事業所番号
	雇用保険	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇
	健康保険	〇〇〇〇
	年金保険	〇〇〇〇〇〇〇

契約 営業所	区分	名称	住所
	元請契約	本 社	〇〇県〇〇市字〇〇1-2-3
	下請契約	〇〇支店	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇100

現場代理人名	〇〇 太郎
権限及び意見 申し出方法	契約書記載の とおり
主任技術者	〇〇 一郎
権限及び意見 申し出方法	契約書記載の とおり

安全衛生責任者名	〇〇 太郎
安全衛生推進者名	〇〇 三郎
雇用管理責任者名	〇〇 二郎
専門技術者名	
資格要件	
担当工事内容	

発注者の 監督員名	〇〇 次郎	権限及び 意見申し出方法	契約書記載のとおり
--------------	-------	-----------------	-----------

監督員名	〇〇 一郎	権限及び 意見申し出方法	契約書記載のとおり
------	-------	-----------------	-----------

現場 代理人名	〇〇 伊知郎	権限及び 意見申し出方法	契約書記載のとおり
------------	--------	-----------------	-----------

元請企業による下請指導 (②改正に向けた方向性)

再下請通知書

平成23年8月11日

イメージ

直近上位
注文者名 _____

【報告再下請負業者】
〒110-8940
住所 ○○県○○市字○○1
会社名 _____
代表者名 _____

＜下請負関係＞ 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

元請名称	国土交通建設(株)		
《自社に関する事項》			
工事名称及び 工事内容	○○○ビル新築工事／建築一式 (地上5階、地下1階 延床面積 5,400㎡)		
工期	自 平成23年8月1日 至 平成24年3月31日	注文者との 契約日	平成23年7月31日

会社名	○○土木株式会社	代表者名	○○ 真一
住所	〒111-1123 ○○県○○市字○○2-3-6		
工事名称及び 工事内容	○○○ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工期	自 平成23年8月10日 至 平成23年12月20日	契約日	平成23年8月10日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	鉄筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第○○号	平成元年○月○日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第○○号	平成 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な業種		許可番号	許可(更新)年月日
	とび 土工 鉄筋、大工	工事業	大臣 特定 知事 一般 第○○○号	平成2年○月○日
		工事業	大臣 特定 知事 一般 第○○○号	平成2年○月○日

社会保険等	保険の種類	事業所番号
	雇用保険	○○○○-○○○○○○-○
	健康保険	○○○○
	年金保険	○○○○○○○

社会保険等	保険の種類	事業所番号
	雇用保険	○○○○-○○○○○○-○
	健康保険	○○○○
	年金保険	○○○○○○○

監督員名	
権限及び意見 申し出方法	
現場代理人名	○○ 伊知郎
権限及び意見 申し出方法	基本契約約款 記載のとおり
主任技術者	○○ 一郎
資格内容	二級建築施工管理 技士(躯体)

安全衛生責任者名	○○ 太郎
安全衛生推進者名	○○ 三郎
雇用管理責任者名	○○ 二郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

現場代理人名	○○ 太郎
権限及び意見 申し出方法	基本契約約款 記載のとおり
主任技術者	専任 非専任 ○○一郎
資格内容	実務経験(指定学 科5年・とび土工)

安全衛生責任者名	○○ 太郎
安全衛生推進者名	○○ 三郎
雇用管理責任者名	○○ 二郎
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

元請企業による下請指導（②改正に向けた方向性）

作業員名簿

イメージ

元請
確認欄

事業所の名称 _____

(平成23年11月1日)

現場代理人名 _____

一次
会社名 _____ 印

(次)
会社名 _____ 印

※当作業所における作業員の就労状況の管理及び緊急時の連絡先を把握するため、本表にご記入願います。

番号	ふりがな	職種	※	雇入年月日	生年月日	現住所	最近の健康診断日	雇用保険番号	特殊健康診断日	教育・資格・免許			作業員基本教育実施年月日
	氏名			経験年数	年齢	家族連絡先	血圧	健康保険番号	種類	雇入・職長特別教育	技能講習	免許	入場年月日 (入場者教育実施日)
1	こっこう たろう	班長コード		昭和60年4月1日	昭和25年8月1日	○県○市○○	H23.7.6		年月日	職長教育 低圧電	高所作業車 玉掛け	1級左官 技能士	平成23年1月1日
	国交 太郎	左官		26年	61歳	○県○市○○	134~86 AB						年月日
2	こうろう じろう	班長コード		昭和62年4月1日	昭和28年9月9日	○県○市○○	H23.7.6		年月日	職長教育 低圧電	クレーン 足場 玉掛け	1級左官 技能士	平成23年1月1日
	厚労 次郎	左官		24年	58歳	○県○市○○	0						年月日

(注) ※印欄には次の記号を入れる。

- 現 ……現場代理人
 主 ……作業主任者（正副2名選任すること）
 女 ……女子作業員
 技 ……主任技術者
 職 ……職 長
 安 ……安全衛生責任者
 未 ……18歳未満の男子作業員

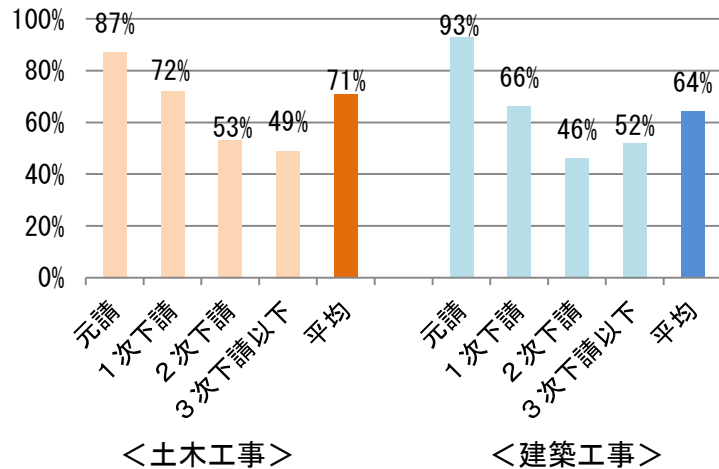
元請企業による下請指導（③検討課題）

主な検討事項

1. 指導の徹底の程度

○下請次数や地方によって加入状況が異なる現状や、社会保険の種類によって保険料負担が大きく異なることに鑑みれば、段階的实施による円滑な導入を図ることが適当と考えられるが、具体的にどのような段階とすることが適当か(具体案は次回に提示予定)。

元請・下請次数別社会保険加入状況（労働者単位）



社会保険加入状況に関するコメント（ヒアリング回答より）

- ・協力会社に調査したところ、企業単位では一次業者の加入率は100%（二次は約6割）。
- ・事業規模が小さくなるほど、社会保険の加入率は低い。
- ・職人が一次業者に雇用されている割合は地方の方が多い。だから地方の方が保険加入率が高い。
- ・機械代金が高く、人件費の割合が低い。保険には加入している。
- ・保険種別では、雇用保険は加入率が高いが、健康保険・年金は低い。

社会保険の事業主負担

雇用保険	医療保険※1	年金保険※2
1.150%	5.495%	8.336%

※1 協会けんぽ（東京）の場合（介護保険料を含む）。

※2 厚生年金の場合（児童手当拠出金を含む）。

※平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10人以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者（交通誘導員A、Bを除く）の有効標本（77,891標本）のうち、雇用保険、健康保険（一般健康保険、日雇特別保険、全国土建国保、または船員保険等）、及び厚生年金保険の法定福利費控除額（本人負担額）が3保険とも確認できた標本の率を示す。

※法定福利費控除額（本人負担額）が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。

主な検討事項

2. 元請企業による下請企業や作業員の保険加入状況の具体的確認方法

○元請企業に作業員名簿記入事項の真実性をチェックさせるべきか。その場合、どのような方法によるべきか。

※真実性のチェック方法として考えられるもの

- ・新規入場者については工事現場に保険証(又はそのコピー)を持参させ、元請企業がチェックする。
- ・作業員名簿から無作為抽出した者について、次回入場時に保険証を持参させ、元請企業がチェックする。

※建設労働者の就労履歴管理システムが導入された場合、現場におけるチェックの負担は大幅に軽減か。

3. 元請企業による下請企業や作業員の保険加入の具体的指導方法

○直接契約関係にある下請企業を経由した指導も認めるべきか。

※元請企業に対するヒアリングにおいて、「直接の契約関係にない下請企業に対しては指導しにくい」との声あり。

※下請企業を経由して指導を行う場合であっても、法律上の指導の努力義務が課せられるのは元請企業。

○下請企業や作業員の未加入が発覚した場合において元請企業が行うべき指導のあり方をどうするか。

※段階的实施とする場合、当面の間は未加入が発覚した下請企業に対して早期に加入するよう指導することとし、本格実施後においては、未加入の下請企業との請負契約の締結や未加入の作業員の入場を行わないこととすべきか。

元請企業による下請指導（④関係条文）

○建設業法

（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

（下請負人に対する特定建設業者の指導等）

- 第二十四条の六** 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。
- 2 前項の特定建設業者は、その請け負った建設工事の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めるときは、当該建設業を営む者に対し、当該違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めるものとする。
- 3 第一項の特定建設業者が前項の規定により是正を求めた場合において、当該建設業を営む者が当該違反している事実を是正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、速やかに、その旨を通報しなければならない。

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

- 第二十四条の七** 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。
- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- 3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

元請企業による下請指導（④関係条文）

○建設業法施行令

（昭和三十一年八月二十九日政令第二百七十三号）

（**法第二十四条の六第一項の法令の規定**）

第七条の三 法第二十四条の六第一項の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法第九条第一項及び第十項（これらの規定を同法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）並びに第九十条
- 二 宅地造成等規制法第九条（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第十四条第二項から第四項まで
- 三 労働基準法第五条（労働者派遣法第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第六条、第二十四条、第五十六条、第六十三条及び第六十四条の二（労働者派遣法第四十四条第二項（建設労働法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）、第九十六条の二第二項並びに第九十六条の三第一項
- 四 職業安定法第四十四条、第六十三条第一号及び第六十五条第八号
- 五 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第九十八条第一項（労働者派遣法第四十五条第十五項（建設労働法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）
- 六 労働者派遣法第四条第一項

○建設業法施行規則

（昭和二十四年七月二十八日建設省令第十四号）

（**施工体制台帳の記載事項等**）

第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作成特定建設業者（法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。）が許可を受けて営む建設業の種類
- 二 作成特定建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
 - イ 建設工事の名称、内容及び工期
 - ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地
 - ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項
 - ニ 作成特定建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項
 - ホ 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別
 - ヘ 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの監理技術者以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）
- 三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項
 - イ 商号又は名称及び住所
 - ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類
- 四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
 - イ 建設工事の名称、内容及び工期
 - ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日
 - ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項
 - ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

元請企業による下請指導（④関係条文）

ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別

ヘ 当該下請負人が法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ト 当該建設工事が作成特定建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成特定建設業者の営業所の名称及び所在地

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第二号口の請負契約及び同項第四号口の下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成特定建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。第十四条の四第三項において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

二 前項第二号ホの監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第二十六条第四項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該監理技術者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三 前項第二号ヘに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

3～4（略）

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号

二 再下請負通知人が請け負つた建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イ及びロに掲げる事項並びに当該者が請け負つた建設工事に関する同項第四号イからへまでに掲げる事項

2 再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当者」という。）は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という。）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。

4～9（略）

元請企業による下請指導（④関係条文）

○健康保険法

（大正十一年四月二十二日法律第七十号）

（届出）

第四十八条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

（保険料の負担及び納付義務）

第六十一条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する。

- 2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。
- 3 任意継続被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。
- 4 被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令で定めるところによる。

（日雇特例被保険者の保険料額）

第六十八条 日雇特例被保険者に関する保険料額は、一日につき、次に掲げる額の合算額とする。

一・二 （略）

- 2 第四十条第三項の規定は前項第二号の政令の制定又は改正について、第四十八条の規定は日雇特例被保険者の賞与額に関する事項について、第二百五条第二項の規定は賞与の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

（日雇特例被保険者に係る保険料の負担及び納付義務）

第六十九条 日雇特例被保険者は前条第一項第一号イの額の二分の一に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額を負担し、日雇特例被保険者を使用する事業主は当該算定した額、同項第一号ロの額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額を負担する。

- 2 事業主（日雇特例被保険者が一日において二以上の事業所に使用される場合においては、初めにその者を使用する事業主。第四項から第六項まで、次条第一項及び第二項並びに第七十一条において同じ。）は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負う。
- 3 前項の規定による保険料の納付は、日雇特例被保険者が提出する日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり、これに消印して行わなければならない。
- 4 日雇特例被保険者手帳を所持する日雇特例被保険者は、適用事業所に使用される日ごとに、その日雇特例被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。
- 5 事業主は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、日雇特例被保険者にその所持する日雇特例被保険者手帳の提出を求めなければならない。
- 6 事業主は、第二項の規定により保険料を納付したときは、日雇特例被保険者の負担すべき保険料額に相当する額をその者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、その旨を日雇特例被保険者に告げなければならない。
- 7 事業主は、日雇特例被保険者に対して賞与を支払った日の属する月の翌月末日までに、その者及び自己の負担すべきその日の賞与額に係る保険料を納付する義務を負う。
- 8 第六十四条第二項及び第三項並びに第六十六条の規定は前項の規定による保険料の納付について、第六十七条第二項及び第三項の規定は日雇特例被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合について準用する。

元請企業による下請指導（④関係条文）

○厚生年金保険法

（昭和二十九年五月十九日法律第百十五号）

（届出）

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（第百三十八条第五項を除き、以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（保険料の負担及び納付義務）

第八十二条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。

- 2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。
- 3 被保険者が同時に二以上の事業所又は船舶に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令の定めるところによる。

○雇用保険法

（昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号）

（被保険者に関する届出）

第七条 事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第一項又は第二項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。

（保険料）

第六十八条 雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

- 2 前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額を二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援法事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業（第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てるものとする。